

国立病院の機能強化を求める意見書

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和 3 年（2021 年） 6 月 28 日提出

提出者

厚生経済常任委員会

委員長 前 田 千 尋

（提案理由）

全国にネットワークを持ち、新興感染症対策などのセーフティーネット系医療で中心的役割を担う国立病院において、新型コロナまん延時に人工呼吸器等の必要な医療機器やそれを取り扱うスタッフが不足し、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況があった。

このような状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組み、国立病院の機能強化をするよう関係機関に要請するため、この案を提出する。

国立病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症の拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなった。いまだコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っている。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診、入院が激減するなど、病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態がある。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り充実させることに繋がる。

また、新型コロナまん延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分ではなく、さらに現場においては、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況であった。

このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民のいのちが救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要である。

よって、国立病院を機能強化し、憲法第25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること
 - (1) 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること
 - (2) 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること
- 2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること
- 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）年6月28日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣